

都の福祉サービス提供主体経営改革への取り組みに関する意見書

東京都は7月26日に「福祉サービス提供主体の経営改革への取組について」を策定し、都立福祉施設の廃止または民間移譲する方針を打ち出した。また私立保育園をはじめとした民間福祉施設への補助について、人件費補助の廃止、その他の都独自補助の全面見直しを提言した「福祉サービス提供主体経営改革に関する提言委員会」中間提言の「問題提起を受け止め」「検討していく」としている。

民間福祉施設への人件費補助をはじめとした都独自補助は、民間福祉施設の人材確保を支援し、サービス水準を引き上げるためになくてはならないものであり、関係者から、人件費補助が廃止されたら「大幅なサービス低下が避けられない」「福祉施設として存続できない事態になりかねない」という切実な声があがっている。補助対象施設の多くは私立保育園であり、補助の廃止や削減などの事態になれば、区市町村の保育・福祉行政に多大な影響を及ぼすことは明らかである。三鷹市内の私立保育園では6園で1億1千万円以上の影響がでることになる。

都立福祉施設については、当面5年間だけでも、2施設を廃止、養護老人ホーム、児童養護施設、障害者施設11カ所を民間移譲、その他の施設も特別養護老人ホームをはじめ規模を縮小する計画が示されている。しかし、これまで広域的、専門的、先駆的な役割を東京都が責任もって果たしてきた都立福祉施設の役割は、今日なお重要なものである。しかも特別養護老人ホームだけで都内に2万5千人もの入所希望者がいるほか、養護老人ホームや障害者施設、児童養護施設も不足している現状を十分に考慮すべきことは言うまでもない。

よって、本市議会は、東京都に対し、以下の事項について、強く要請するものである。

- 1 民間福祉施設への人件費補助の廃止やその他の都独自補助の削減、区市町村による肩代わり措置などの事態が生じることは行わないこと。
- 2 福祉サービスの低下につながる都立福祉施設の廃止や縮小、民間移譲等を行わないこと。また区市町村の福祉サービス基盤整備への支援を拡充すること。
- 3 私立保育園をはじめとした民間福祉施設への補助や都立福祉施設のあり方について都が検討する際は、区市町村の意見を十分に尊重すること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成14年 9月26日

三鷹市議会議長 吉野博明